

新型コロナウイルス関連情報
(日本等からの入国者についての検疫措置緩和等)

○オーストリア保健省は、国境管理（検疫）関係省令を改正し、6月24日より、日本を渡航目的のいかんにかかわらず、陰性証明書又は予防接種証明書等の提示を条件にオーストリアに入国できる「安全国・地域」としました。

○これにより、日本からの入国者であって、過去10日以内に日本を含む「安全国・地域」にのみ滞在していたことを疎明できる者は、入国後の自己隔離措置が原則不要となります。

1 6月24日以降、「安全国・地域」のリストに日本を含む次の国・地域が追加されます。

日本、アルバニア、香港、マカオ、北マケドニア、サウジアラビア、セルビア、台湾、タイ、米国、ベトナム

(注)現時点(改正前)の「安全国・地域」

アンドラ、豪州、ベルギー、ブルガリア、デンマーク、ドイツ、エストニア、フィンランド、フランス、リヒテンシュタイン、ギリシャ、アイルランド、アイスランド、イスラエル、イタリア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、モナコ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、サンマリノ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、スペイン、スイス、韓国、チェコ、ハンガリー、バチカン、スウェーデン、キプロス、クロアチア、リトアニア、オランダ

日本を含め、このリストに記載の国・地域からのオーストリアへの入国は、渡航目的のいかんにかかわらず、陰性証明書又は予防接種証明書等の提示を条件に可能となります。提示できない場合には、遅くとも入国から24時間以内に検査が必要です。

なお、日本からの入国者であっても、トランジットを除き、過去10日以内にオーストリアや日本を含む「安全国・地域」以外に滞在していた方はこの例外規定には当てはまらず、入国できない場合がありますのでご注意ください。

2

ブラジル、インド、南アフリカ、英国からの直行便の着陸禁止措置は、6月21日に失効しました。

(問い合わせ先)

○在オーストリア日本国大使館

住所：Hessgasse 6, 1010 Vienna, Austria

電話：(市外局番01) 531920

Fax: (市外局番01) 5320590

ホームページ：https://www.at.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>